

# 武蔵野市立第二小学校 いじめ防止基本方針

児童が考えた武蔵野市立第二小学校いじめ防止標語  
「相手の気持ちを考える二小の子」～明るい気持ちで声かけしよう～

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、武蔵野市子どもの権利条例や武蔵野市いじめ防止基本方針に基づき、児童が安心して生活できるよう、いじめの未然防止に努めるとともに、あらゆる機会を利用して児童の健全育成を図り、児童の安全安心を確保する。また、いじめは絶対に許されない行為であり、いじめを認識しながら放置することはいじめと同じ行為である等、いじめ等の問題に対する正しい理解を促し、児童が主体的に考え行動しながら、よりよい人間関係を築いていく力を身に付けさせることも学校の重要な役割である。いじめは、どの学級にも起こり得る問題であり、すべての児童に関わるという認識に立ち、家庭、地域、関係諸機関と連携しながら、学校をあげていじめの未然防止・早期発見・早期解決のための取組を推進する。

## 2 いじめとは

いじめとは、「ある児童と一定の関係にある児童が行う、心理的または物理的な影響を与える行為であり、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。また、その行為はインターネット等を通じて行われるものも含まれる。(いじめ防止対策推進法に基づく)

## 3 いじめ防止基本方針と具体的取組《気付き・考え・行動する二小の子に》

方針1：すべての児童が安心できる学校風土を実現する。

多様性を認め合い、他者を尊重することで、どの児童にとっても安全で安心できる学校・学級づくりをめざす。

### ① 多様性に配慮した認め合う学校・学級づくり

- ・児童の意見表明の機会を作り、主体性を重視した学校行事を計画、実施する。
- ・学級会等特別活動において、少数意見や多様な意見を生かしたり、尊重したりする過程や手順を大切にする。
- ・各調査や学校評価等を活用して児童がとらえる学校風土を可視化し、学校の心理的安全性を向上させるべく、環境づくりや授業改善に努める。

### ② 魅力ある授業の実現

- ・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、どの児童にも学習課題等をとらえやすくし、意欲をもって学習活動に取り組めるようにする。
- ・学習目標等に応じて、学習内容や学び方を自己決定する機会を設定し、指導の個別化・個性化を図り、学習に対する主体性を引き出すようにする。
- ・学習目標等に応じて、協働的な学習活動の場を設定し、友達と学び合ったり高め合ったりすることで、主体的・対話的で深い学びを実現する。

### ③ 人権意識や規範意識を育てる指導

- ・異年齢集団（なかよしグループ、クラブ活動、委員会活動）での活動や異学年との交流を推進し、思いやりの気持ちを育て、助け合う関係作りを図る。
- ・生命（いのち）の安全教育の実施を中心に、児童の人権意識を醸成していく。
- ・生活指導においては、学校のきまりや約束の意味や意義を理解し、望ましい姿を共有する過程を大切にし、規範意識を育てる。また、新しくきまりや約束を設ける際は、児童と共に考える。
- ・東京都が作成している人権教育プログラムを活用した校内研修を実施し、教職員の人権感覚を高める。

### ④ 適切な援助希求の促進

- ・教職員がいじめに関する感度を高め児童の援助希求を促せるように、いじめの発見・対応や話しやすい環境づくりなど教育相談に関する研修を行う。
- ・学校内（養護教諭やSC、校内別室支援員など）や専門機関（市教育支援センターなど）との

相談体制の整備や相談しやすい環境の構築を行う。

- ・第5学年児童全員に、SCによる面接を行い、身体・健康面、心理面、社会・環境面などについて専門的な視点で確認しつつ、必要な場合に相談できる関係を形成する。

⑤ 安心できる学校をつくるための保護者・関係機関との連携

- ・年度当初の保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針や保護者向けのいじめ防止リーフレットを活用して説明したり、学校・家庭の役割について話し合ったりする。
- ・開かれた学校づくり協議会で、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

⑥ 学校評価を活用した学校いじめ防止基本方針の作成・改善

- ・毎年、学校評価に向けた児童及び保護者向けアンケートや自己評価、学校関係者評価を分析し、いじめ防止の取組を振り返り、次年度に向けた学校いじめ防止基本方針の改善を図る。

方針2：いじめを防ぐために、児童が自ら行動する力を育てる。

いじめは自分たちの問題であること、いじめは絶対に許されない行為であることなど、いじめ問題を理解し行動できるように働きかけていく。

① いじめを許さない指導の充実

- ・年3回以上「いじめに関する授業」を実施し、どのような行為がいじめに該当するのか指導するなど、全ての児童に対して、いじめは許されない行為であることを理解させる。
- ・6・11・2月の「ふれあい月間」では、児童がいじめの問題を自分のこととしてとらえて考え、議論する授業を行うとともに、アンケート等を活用していじめの実態把握に努める。
- ・インターネット等によるいじめは、学校で把握することが困難であるばかりでなく、一度発生すると事態の広域化・複雑化・長期化が懸念される。そのため、セーフティ教室等を活用して指導に当たるとともに、家庭と十分な連携を図りながら対応する。
- ・偏見や差別につながるような行為をしないこと等について、病気や障害に関する正しい知識を基に、発達の段階に応じた指導をする。

② 児童の主体性を育む指導

- ・武蔵野市いじめ防止基本方針ポスターを活用し、児童の考えた学級の目標を書き込み、定期的に振り返る等、いじめの問題を自分のこととして常に意識できる取組を行う。
- ・第二小学校全体のいじめ防止スローガンを全校児童のアイデアをもとに作り、学校全体でいじめを起こさない意識を醸成する。
- ・道徳や特別活動の時間を中心に、いじめについて具体的な行動を話し合い、「しない・させない・見過ごさない」などの行動変容につなげる。

③ 教職員の資質・向上

- ・いじめに関する校内研修を学期に1回以上実施する。

方針3：迅速・確実な組織的対応を徹底する。

いじめの兆候を察知できるよう、あらゆる手だてを用いて早期発見に努め、学校、関係者、保護者が連携し、児童が安心できるまで対応する。

① いじめの対応フロー

「武蔵野市いじめ防止基本方針」に示された「いじめの対応フロー」に準拠し、発見から報告、学校いじめ対策委員会の開催、具体的な対応までを迅速かつ組織的に行う。

(詳細な手順については、[武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策改訂版](#)にある対応フロー図を参照)

② いじめの早期発見

- ・学級担任による個人面談や武蔵野市共通アンケート調査の実施・分析を行い、的確なアセスメントの資料として活用する。
- ・東京都いじめ総合対策【第3次】にあるチェックリスト等を参考に、「体に現れるサイン」「行動や態度等に現れるサイン」「人間関係に現れるサイン」の視点から児童を継続的に観察する。
- ・いじめを発見した際には、学校いじめ対策委員会に、原則として翌開庁日以内に早急に報告し、対応方針を決定し、組織的な対応につなげる。

③ 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応

- ・定期的に会議を開催し、平時の備えやいじめの疑いに係る情報の確認を行い、いじめを発見し

た場合には、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への聴き取りなどによる事実関係の把握、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を実施する。

#### ④ いじめへの具体的な対応

- いじめを受けた児童、その保護者、いじめを行った児童、その保護者、いじめを目撃した児童など関係している者に対して、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめを受けた児童には、いじめの解消に向け、感じている心身の苦痛の程度に応じて、心のケアやスクールカウンセラーとの継続的な面談、スクールソーシャルワーカーと連携した外部機関の活用など、心情に寄り添った対応を行う。
- いじめを行った児童には、衝動性や暴力の有無など類型に応じた指導を行い、行為への指導、相手への謝罪、警察や児童相談所との連携などを通じて、その行為をやめさせる。
- 関係する児童を含めた係る全ての保護者には、いじめの程度に関わらず迅速かつ継続的に情報提供を行う。
- 保護者や関係機関と連携し、いじめの重篤化を防止するため、早期に学級や学年の保護者と話し合うことや専門的な支援や指導が必要な場合には、学校いじめ対策委員会で協議し組織的に取り組む。
- いじめの解消の確認には、謝罪が済んだなどの安易な判断とならないよう、「いじめが止んでいる状態が3カ月以上続いていること」や「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」という条件を満たしているかを含め、学校いじめ対策委員会で総合的に検討し、校長が判断する。
- いじめを行った児童への出席停止については、就学義務とも関わる措置であることから、市教育委員会の権限と責任において行う。

#### ⑤ 児童・保護者からの相談体制の構築

- 学校ホームページで学校いじめ防止基本方針を明示する。
- 学校だよりや保護者会で相談体制についての情報を定期的に周知する。
- スクールカウンセラーへの相談申込みの方法を学校だより等で周知する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携する。

方針4：いじめの重大化を防ぐ専門的・継続的な連携体制をつくる。

#### ① 関係機関と連携した支援

- 教員だけでなく、スクールカウンセラー、警察、地域の方など子どもに関わるすべての機関と連携し、深刻化させないように解決を目指す。

#### ② 重大事態への対処

- 重大事態に対しては、市教委及び関係機関と連携し、児童の安全を優先に適切な対応を行う。
- 「武蔵野市いじめ防止基本方針」に示された「いじめの対応フロー」に準拠し、発見から報告、学校いじめ対策委員会の開催、具体的な対応までを迅速かつ組織的に行う。

(詳細な手順については、[武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策改訂版](#)にある対応フロー図を参照)

## 4 いじめ防止対策委員会の設置について

いじめの未然防止・早期発見・早期解決等に取り組むことを目的として、校内にいじめ防止対策委員会を設置する。

### (1) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、市派遣相談員、その他校長が必要と認めた者

### (2) 役割

- いじめの未然防止及び早期発見のための取組の企画・推進
- いじめの状況把握及び分析
- いじめ事案に対しての組織的な取組の推進
- いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担
- いじめを受けた児童とその保護者に対する相談及び支援
- いじめを行った児童とその保護者に対する指導及び措置の検討
- 関係機関への報告・連絡・相談

| 月    | 内 容   |
|------|---|
| 4月   | 児童理解・情報共有<br>いじめ防止研修<br>スクールカウンセラー、市派遣相談員による5・6年生全員面接 |
| 5月   | 生活指導夕会での共通理解  |
| 6月   | 第1回ふれあい月間（児童アンケート・いじめ防止授業）                            |
| 7月   | SOS の出し方に関する教育<br>個人面談                                |
| 8/9月 | いじめ防止研修   |
| 10月  |   |
| 11月  | 第2回ふれあい月間（児童アンケート・いじめ防止授業）                            |
| 12月  |   |
| 1月   | いじめ防止研修   |
| 2月   | 第3回ふれあい月間（児童アンケート・いじめ防止授業）                            |
| 3月   | 児童理解・情報共有   |

令和6年7月 5日 改訂

令和7年7月18日 改訂

令和8年4月 1日 改訂